

恩給給与細則等の一部を改正する省令について

令和2年12月
総務省政策統括官
(恩給担当)

1. 改正の概要

「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等による、行政手続における押印見直し方針を踏まえ、所管する省令について所要の改正を行うもの。

2. 対象となる省令

- 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)
- 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令(昭和31年総理府令第93号)
- 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成18年総務省令第49号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和33年総理府令第41号)
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令(昭和46年総理府令第33号)

3. 施行期日

公布の日